令和４年度第２回 豊川市地域包括ケア推進協議会　要旨

開催日時：令和５年３月２３日（木）
15：00～16：30
開催場所：豊川市文化会館
大会議室

協議事項１　令和４年度事業（案）について ※地域包括ケア関連事業

・介護予防のための地域ケア個別会議について、予防視点でやっている、参加の対象拡大をしているということで方向としては良いと思うが、病院に入院される方にも地域の課題が見えるということが多々あると思う。また、救急で運ばれた後に病院が困るケースや施設に入所するきっかけ等にも視点があると地域の課題というのが見えてくるのではないかと感じているので、今後、検討いただけるとありがたい。（委員Ａ）

→　（事務局回答）
今後、検討していく。

・地域包括ケア相談窓口の継続開設（随時）というのは常設をしているということか。（委員Ｂ）

→　（事務局回答）
「常設をしている」で表現を統一したい。

・多職種連携の手引きの認知度を上げていくため、研修等の機会を捉えて普及啓発をしていくということであるが、ホームページ等での啓発はされているのか。（委員Ｂ）

→　（事務局回答）
医療と介護の連携をスムーズにするため、関係職種の間で情報共有ができればと考えている。今後も関係者に向けた積極的な周知を行っていく。

⇒出された意見も踏まえて、引き続き、各種事業を円滑に実施していくことが確認された。

協議事項１　令和４年度事業（案）について ※地域包括支援センター運営事業

・民生委員不在地区の一人暮らし高齢者宅を訪問する事業について、民生委員のなり手不足がある状態であるが、一人暮らし高齢者を発見した場合のフィードバックはどういうふうになっているのか教えてほしい。できれば、その地区の理事にだけでもお知らせいただきたい。（委員Ｃ）

→　（事務局回答）
現段階ではフィードバックができていない状況である。今後、地区の民生委員児童委員協議会の際にフィードバックができればと考えている。

・重層的支援体制整備事業は、介護保険外のことでも世代を超えて、何でも相談にのってもらえるということで、介護保険外の方の相談をどこにすればよいか悩むこともあったため、ありがたい。（委員Ｄ）

⇒ 引き続き、市と地域包括支援センター間でしっかりと情報共有・連携をとり、また、ＰＤＣＡサイクルを回しながら、各種事業を円滑に実施していくことが確認された。

協議事項２　地域ケア会議からの課題について　※令和４年度の地域課題

・コミュニティバスマップの配布について、理事会で共有している。（委員Ｅ）

⇒ 各圏域において特に取り組んでいきたいと説明のあった取り組みについて、令和５年度第１回の地域包括ケア推進協議会作業部会にて、「各団体が実施できること」の検討ができるよう準備を進めていくことが決定された。

【各圏域において特に取り組んでいきたいこと】

東部圏域：「免許返納後の生活を考えるきっかけとなるチラシの作成と配布」、「広報とよかわを活用した免許返納についての普及啓発」

西部圏域：「病院、薬局、金融機関にコミュニティバスマップを置く」、「コミュニティバスの無料デーやシルバーパスの導入」、「免許返納者のための社会資源一覧表や地域の支え合いガイドブックによる外出支援の情報提供」

南部圏域：「地域と専門職の間で個人情報をやり取りするためのルールづくり」、「病院受診が途絶えている方の安否確認」、「見守り活動に商店や事業所にも協力を呼びかけていくこと」

北部圏域：「重層的支援体制整備事業の実施に合わせ、フローチャートを活用した相談先の一覧などの整理」、「本人に寄り添う伴走型の支援を行っていく支援者（人材）の育成や機能の強化」、「身元保証に関する情報の定期的な更新」

協議事項２　地域ケア会議からの課題について　※令和３年度の地域課題

⇒　各団体において、「自団体にて取り組めること」を継続実施していくこと、事務局にあっては、各団体の取り組みが円滑に実施できるよう、情報共有の支援など必要なサポートを行っていくことが確認された。

報告事項１　地域包括ケア推進協議会設置要綱の一部改正について

・意見なし

報告事項２　電子@連絡帳システム利活用の現状について

・他市からは、豊川市は電子@連絡帳をうまく使えていて良いと言われることがある。今後、患者登録を増やしていくとシステムを圧迫してしまうことがあるのか。また、今後災害時連携時連携オプション等、利用方法の拡大は検討しているのか。（委員Ｄ）

→　（事務局回答）

データを圧迫しないように、死亡患者等のデータについては整理をしていこうと考えているが、患者登録は今後も積極的にお願いしたい。また、オプションは今のところ考えていない。使い方の工夫等で何か使えるものはないかというのは引き続きアンテナを張っていく。

報告事項３　豊川保健所からの情報提供について

【情報提供】

１枚目の資料は、総務省、２枚目から４枚目までの資料は、厚生労働省が作成した資料となる。

総務省は、公立病院に対して、「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」に基づき「公立病院経営強化プラン」の策定を求めている。

そして、総務省は、その「公立病院経営強化プラン」の策定において、公立病院に対して、「公立病院の所在する市町村の場所、公立病院の規模などに応じた役割分担」、「医療従事者に対する労働福祉」などの取組を行うことなどを求めるとともに、この取組に関する「病院事業債」や、「特別地方交付税措置」などの財政措置を示している。

この「公立病院経営強化プラン」の策定について、県総務局の市町村課が、市町村の公立病院の担当部署に対して、働きかけを行っている。

この「公立病院経営強化プラン」の中で、介護・高齢者福祉に関連することは、右の四角の枠の中の、「（１）の地域包括ケアシステムの構築」に関することとなる。

この「地域包括ケアシステムの構築」については、２枚目、３枚目の資料の厚生労働省の資料に示されている。

４枚目の資料となるが、今の通常国会で、「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案の目指す地域完結型の医療・介護提供体制」が検討されることとなっており、その検討事項の概要図となる。

これにおいて、国は、「かかりつけ医」と、「訪問看護」や「介護サービス」の「地域包括ケア」を提供する者が協力することにより、「地域包括ケア」を活用した「在宅医療」を提供して、「高齢者の居場所の確保」を含めた更なる福祉の充実に取り組もうとしているのではなかろうかと考えられる。

地域包括ケアの取組を促進・構築することにより、持続可能な「地域完結型の医療・介護提供体制」を構築するため、高齢者の方が繰り返し入院するという苦しみを経験しないためにも、介護保険の保険者である東三河広域連合と相談のうえ、介護保険制度の核となるケアマネジャーと医療機関の医療ソーシャルワーカーを活用することは、重要なこととなるのではないかと、考えられる。

その結果、「住み慣れた場所」で、「高齢者の居場所の確保」ができれば、市民病院等の負担を増やさないということにもなるかと考えられる。

住民の方々のために、これらの検討を行っていただいてはどうか。

・医療体制の構築というのは豊川市だけではなく東三河全体で話し合っていかなければいけないと思う。豊川市内の病院では、病棟管理をしている看護師、介護の看護師、クリニックの看護師が集まり、入退院の調整を始めている。こういった調整は大変重要なことだと思うので市の方でもバックアップをお願いしたい。（委員Ｄ）

・うちの母の地区でコロナの影響もあり、老人会がなくなってしった。一番身近な人との繋がりになると思うが、すごく残念だと思う。老人会がなくなってしまうことで、啓発の場もなくなってしまい、だんだん民生委員さんだけでは、対応できないような状態になってきているのではないか。（委員Ｆ）

・高齢者の救急車の非適正利用に関する研究を行う中で、健康問題のある高齢者がどうして頻回に救急車を呼ぶのか分析すると、「緊急性が高い状態」が分からないので、少しの変化でも救急車を呼ぶことになっていた。医療職は「何かあれば」という言葉をよく使うが、「何か」ではなく、その高齢者にとって「緊急性が高い状態」を丁寧に説明することが必要である。また高齢者にとっては医療職に保証してもらえることが安心につながるのであり、医療職の言葉の影響は大きい。在宅医療を担う医師や訪問看護師等が、困ったときにいつでも連絡してよい存在となるよう 24 時間連絡取れる体制をとっていることは重要である。（委員Ｇ）

・救急車の不適正利用の話題に関して伺うが、豊川市の救急車はひっ迫しているのだろうか。また、使い方を間違っている人が多いのだろうか。（委員Ｃ）

・豊川市の状況は分からないが、全国で５．１秒に１回救急要請がされているというポスターを見たことがある。また、寂しい、不安という状況だと一番手近な状況を選択すると思うので、かかりつけ医を持ってもらい、何かあった時に相談できるという人間関係を作ってもらうのが良いのではないか。（委員Ｈ）

→　（事務局回答）

豊川の救急車のひっ迫の状況を統計で確認したところ、単純計算で１時間に１件となっている。特にコロナ禍になってから救急搬送した後の消毒作業等も増えているので、救急車の状況としては、大変忙しい状況であると思われる。また、多いか少ないかというところは、状況によると思われるため分からないが、実際に足代わりに使われて困っているという話も聞いている。